

# アワビ・ナマコ 採捕禁止！

法律により密漁対策が強化され、許可なくアワビ・ナマコをとることが禁止されました。

【令和2年12月1日から】

新しい法律は、**漁業権消滅区域**を含む、すべての海域に適用されます。

**違反すると、3,000万円以下の罰金又は3年以下の懲役に処せられる場合があります。**

その他に、

- ◇山形県では遊漁者の漁具・漁法が制限されています。遊漁者が使用することができる漁具・漁法は、①～④に限ります。

- |                                    |                               |
|------------------------------------|-------------------------------|
| ① 竿釣及び手釣                           | ② たも網及び <small>さ</small> て叉手網 |
| ③ やす <small>(船を使用しないものに限る)</small> | ④ 徒手採捕                        |

①～④に該当しないもの、は貝(パールやドライバー等貝類を採捕する道具の総称)、潜水器、水中銃などを使用して、水産動植物をとることは禁止されています。

- ◇漁業権消滅区域以外の場所で、漁業権が設定されている水産動植物をとると、漁業権侵害で訴えられる場合があります。

- ◇漁業権消滅区域であっても、水産動植物の種類によっては体長制限があるので、小さい貝類等はとることができません。

山形県庄内総合支庁水産振興課  
酒田海上保安部

TEL:0234-24-6046